

青森県報

号外第四十五号

平成二十一年
五月二十九日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課) ……
青森県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (同) ……

訓 令

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) ……

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十二号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条の建築住宅課の項中第二十六号を第二十七号とし、第六号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 長期優良住宅の普及の促進に関すること。

附 則

この規則は、平成二十一年六月四日から施行する。

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十三号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第二十二号口中「(第二十七条において準用する場合を含む。)(」を削り、同号二中「一般販売業」を「店舗販売業」に改め、同号ホを次のように改める。

ホ 第二十八条第三項ただし書の規定による店舗管理者に係る許可に関すること。
第四条の三第二十二号へを削り、同号トを同号へとし、同号チ中「ト」を「ハ」に改め、同子を同号トとし、同号リ中「ト」を「ハ」に改め、同リを同号チとし、同子

の次に次のように加える。
リ 第三十四条第一項の規定による卸売販売業の許可に関すること。

第四条の三第二十二号又を次のように改める。
又 第三十五条第三項ただし書の規定による営業所管理者に係る許可に関すること。

第四条の三第二十二号に次のように加える。
レ 薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第十五条の四第二項(同令

第四百四十二条において準用する場合を含む。)(の規定による郵便等販売に係る届書の受理に関すること。

ソ 薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号。以下この号において「改正法」という。)(附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第一条の規定による改正前の薬事法(以下この号において「旧法」という。)(第二十六条第一項の規定による一般販売業の許可に関すること。

ツ 改正法附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二

十

十八条第一項の規定による薬種商販売業の許可に関する事。

ネ 改正法附則第八条の規定により従前の例によることとされる旧法第二十八条第一項の規定による薬種商販売業の許可に関する事。

ナ 改正法附則第十条（改正法附則第十二条第二項において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第三十条第一項の規定による配置販売業の許可に関する事（二以上の所管区域にわたる区域を配置区域とする配置販売業に係るものを除く。）。

ラ ナに係る第三十二条の規定による配置販売業者又はその販売員に係る配置従事者の届出の受理に関する事。

ム ナに係る第三十三条第一項の規定による配置販売業者又はその販売員に係る配置従事者の身分証明書の交付に関する事。

ウ 改正法附則第十四条及び第十五条の規定により従前の例によることとされる旧法第三十五条の規定による特例販売業の許可に関する事。

エ 改正法附則第八条、第十四条及び第十五条の規定により従前の例によることとされる薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二号。以下この号において「改正令」という。）第一条の規定による改正前の令（以下この号において「旧令」という。）第四十五条第一項の規定による医薬品の販売業の許可証の書換え交付に関する事。

オ 改正法附則第八条、第十四条及び第十五条の規定により従前の例によることとされる旧令第四十六条第一項の規定による医薬品の販売業の許可証の再交付に関する事。

カ 改正法附則第八条、第十四条及び第十五条の規定により従前の例によることとされる旧令第四十六条第三項及び第四十七条の規定による医薬品の販売業の許可証の受理に関する事。

ク 改正法附則第一条から第四条まで及び第六条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第四十五条第一項の規定による医薬品の販売業の許可証の書換え交付に関する事。

ケ 改正法附則第一条から第四条まで及び第六条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第四十六条第一項の規定による医薬品の販売業の許可証の再交付に関する事。

コ 改正法附則第一条から第四条まで及び第六条の規定によりなおその効力を有

することとされる旧令第四十六条第三項及び第四十七条の規定による医薬品の販売業の許可証の受理に関する事。

第十三条第二項第二号イ中、「一般販売業」を「店舗販売業」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 第二十八条第三項ただし書の規定による店舗管理者に係る許可に関する事。
第十三条第二項第二号ハを削り、同号ニを同号ハとし、同号ホ中「ニ」を「ハ」に改め、同ホを同号ニとし、同号ヘ中「ニ」を「ハ」に改め、同ヘを同号ホとし、同ホの次に次のように加える。

ヘ 第三十四条第一項の規定による卸売販売業の許可に関する事。

第十三条第二項第二号トを次のように改める。

ト 第三十五条第三項ただし書の規定による営業所管理者に係る許可に関する事。

第十三条第二項第二号に次のように加える。

ヨ 薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号。以下この号において「改正法」という。）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第一条の規定による改正前の薬事法（以下この号において「旧法」という。）第二十六条第一項の規定による一般販売業の許可に関する事。

タ 改正法附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二十八条第一項の規定による薬種商販売業の許可に関する事。

チ 改正法附則第八条の規定により従前の例によることとされる旧法第二十八条第一項の規定による薬種商販売業の許可に関する事。

ツ 改正法附則第十条（改正法附則第十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第三十条第一項の規定による配置販売業の許可に関する事（二以上の所管区域にわたる区域を配置区域とする配置販売業に係るものを除く。）。

テ ソに係る第三十二条の規定による配置販売業者又はその販売員に係る配置従事者の届出の受理に関する事。

ト ソに係る第三十三条第一項の規定による配置販売業者又はその販売員に係る配置従事者の身分証明書の交付に関する事。

ト 改正法附則第十四条及び第十五条の規定により従前の例によることとされる旧法第三十五条の規定による特例販売業の許可に関する事。

ト 改正法附則第八条、第十四条及び第十五条の規定により従前の例によること

とされる薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二号。以下この号において「改正令」という。）第一条の規定による改正前の令（以下この号において「旧令」という。）第四十五条第一項の規定による医薬品の販売業の許可証の書換え交付に関すること。

△ 改正法附則第八条、第十四条及び第十五条の規定により従前の例によることとされる旧令第四十六条第一項の規定による医薬品の販売業の許可証の再交付に関すること。

ウ 改正法附則第八条、第十四条及び第十五条の規定により従前の例によることとされる旧令第四十六条第三項及び第四十七条の規定による医薬品の販売業の許可証の受理に関すること。

エ 改正令附則第二条から第四条まで及び第六条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第四十五条第一項の規定による医薬品の販売業の許可証の書換え交付に関すること。

オ 改正令附則第二条から第四条まで及び第六条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第四十六条第一項の規定による医薬品の販売業の許可証の再交付に関すること。

カ 改正令附則第二条から第四条まで及び第六条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第四十六条第三項及び第四十七条の規定による医薬品の販売業の許可証の受理に関すること。

第十八条第一項に次の一号を加える。
二十三 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の施行に関する次のこと。

イ 第五条第一項から第三項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定に関すること。

ロ 第六条第三項（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事への通知に関すること。

ハ 第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定に関すること。
ニ 第十条の規定による地位の承継の承認に関すること。

附 則

この規則は、平成二十一年六月一日から施行する。ただし、第十八条第一項の改正規定は、同月四日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第二十三号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一医療業務課の項の第十三号の部長専決事項の欄口中「及び一般販売業等の管理者」を「管理者等」に改め、同号の課長専決事項の欄ルを次のように改める。

ル 第七十二条の二の規定による業務体制の整備の命令に関すること。

別表第一建築住宅課の項中第十九号を第二十号とし、第五号から第十八号までを一
号ずつ繰り下げ、第四号の次に次のように加える。

五 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の施行に関する次のこと。

イ 第十四条第一項
の規定による計画
の認定の取消しに
関すること。

別表第五地域県民局の地域整備部長の項に次の一号を加える。

三十八 事務委任規則第十八条第一項第二十三号に掲げる事務

附 則

この訓令は、平成二十一年六月一日から施行する。ただし、別表第一建築住宅課の項の改正規定及び別表第五の改正規定は、同月四日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭